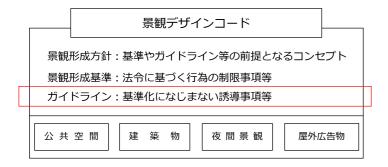
景観デザインコード(税関線・三宮駅前) ガイドライン案について

1.目的と背景

平成30年9月に、「えき≈まち空間」の実現に向けて必要な取り組みを示した『神戸三宮「えき≈まち空間」基本計画』を策定し、そのなかで、官民が連携しながら神戸の玄関口にふさわしい空間の創出を目指すため、公共空間に備えるべき役割や機能、周辺建築物等のあり方等をまとめた「**景観デザインコード**」を設定するとしています。

まずは、令和元年10月に景観デザインコードのコンセプトとなる「**景観形成方針**」を策定し、次に、景観法に基づく 景観計画(税関線・三宮駅前)として定める「**景観形成基準**」の案を取りまとめました。

この度、「景観形成基準」の目安や補足、目標像を示すものとして**「ガイドライン」**を定め、当該区域内の建築物や工作物、屋外広告物の景観誘導を図ります。



2. ガイドラインの考え方

- ・「景観形成基準」の目安や補足、目標像を示すものとして定めます。
- ・誘導事項等を目的毎に分類し、写真・イラスト等を用いて、考え方を示します。
- ・誘導事項等は、区域一律で定めるのではなく、地域特性に応じて対象エリアを設定します。
- ・誘導事項等を「誘導」と「推奨」に分類し、規定強度を設けて景観誘導を図ります。

強 全	基準	景観法に基づく行為の制限事項	景観形成基準
規定強度	誘導	基準の目安、補足となる事項	ガイドライン
弱	推奨	目標像を示す事項	<u>3711-2-12</u>

3. ガイドラインの構成

景観形成の基本方針を実現するため、ガイドラインでは、以下の項目毎に誘導事項等を示します。

《景観形成の基本方針》

- ○**連続性や一体感のある洗練された**まちなみの形成を図る。
- ○多彩な「まち」の個性がにじみ出す**神戸らしい**まちなみの形成を図る。
- 〇都心のにぎわいが拡がる**開放感とゆとりある**まちなみの形成を図る。

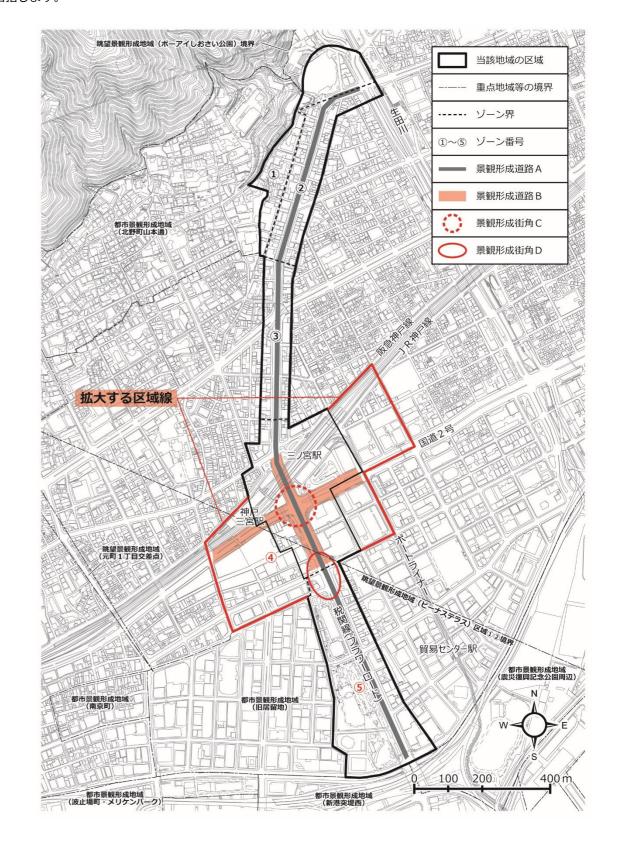


«ガイドラインの項目»

- (1) 建築物の形態や壁面デザイン
- (4)緑化、建築設備や工作物等への配慮
- (2) 低層部や外構の設え
- (5)屋外広告物
- (3) 主要な街角のデザイン
- (6) 夜間景観・映像装置

4. 区域図【神戸市景観計画(税関線・三宮駅前)】

平成31年3月に指定した特別用途地区(都心機能誘導地区)のうち、住宅等の建築を禁止する都心機能高度集積地区に合わせて、景観計画の区域を拡大し、商業・業務などの都心機能の誘導とともに、上質なにぎわい景観の形成を目指します。



5. ガイドライン案

「景観計画案(税関線・三宮駅前)」の目安や補足、目標像を示すものとして、 $(1)\sim(6)$ のとおり「<u>ガイドライン案</u>」を設定します。

(1)建築物の形態や壁面デザイン

・神戸の玄関口、海と山をつなぐシンボルロードとして、神戸らしい高質な建築デザインとするとともに、壁面や軒線等の連続性に配慮し、海や山、空への広がりを感じるまちなみを形成する。

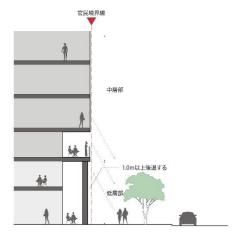
<u> «ガイドライン案»</u>

項目	ゾーン	規定強度	誘導事項等
基本事項			_
建築物の高さの最低限度	全て	誘導	○建築物の更新時期等に合わせて、周辺敷地との共同化を検討するなど、神戸の玄関口にふさわしい敷地面積の確保に努めると ともに、ヒューマンスケールなまちなみを形成する。
土地の区画 形質の変更			
まちなみの 連続性	全て	誘導	〇周辺の建築物との壁面の位置や軒線、スカイラインの連続性に配慮した形態意匠とするよう努める。
	全て	誘導	〇公共空間と一体的なオープンスペースを確保し、相互に呼応するにぎわいや憩いの場の創出に努める。
壁面の位置の 制限	45	誘導	〇建築物の中層部は、公共空間と建築物の相互のにぎわい形成をより密接にするとともに、まちなみの連続性を形成する。
	45	誘導	〇建築物の高層部は、壁面の位置の後退や壁面のデザインの工夫により、都市空間の広がりの確保や圧迫感の軽減を図る。
	全て	推奨	〇海や港、山を想起させるようなデザインをさりげなく組み込むことを検討する。
	45	誘導	〇できる限りきめの細かいディテールによる上質なデザインとする。
壁面の	4 (5)		○景観形成道路に面する建築物の低層部は、大きな開口部やピロティ等のオープンスペースを設けるなど、にぎわいや空間の広 がりを創出する。
デザイン	99	的奇	〇間口の分節化や適切な開口部の配置、通りに面した店舗の配置など、連続性を確保しつつ、まちに変化をあたえ、歩行者の歩 く楽しみを演出するデザインとする。
	45	誘導	〇壁面の分節やデザインの切り替え、適切な開口部の配置などの工夫を行う。
	45	誘導	〇建築物の高層部の壁面の位置の後退や、壁面のデザインの工夫により、都市空間の広がりの確保や圧迫感の軽減を図る。 [再掲]
色彩	全て	誘導	〇山の緑が引き立つような色彩とする。 〇アクセントカラーの使用はできるだけ低層部にとどめ、使用する場合も面積・色数・彩度等を抑える。
(備考)			_
	基本事項 建築物低	基本事項 建築物の高さの最低限度 計質の変更 まちなみの 連続性 全て 全て 全て 全て 全て 全て 全て 4の⑤ 4の⑥ イの⑥ イの⑥ イの⑥ イの⑥ もいた を対した を	基本事項 全て 誘導 建築物の高さの最低限度 土地の区画 形質の変更 全て 誘導 まちなみの 連続性 全て 誘導 全て 誘導 4(⑤) 誘導 4(⑥) 誘導 全て 推奨 4(⑥) 誘導 4(⑥) 誘導

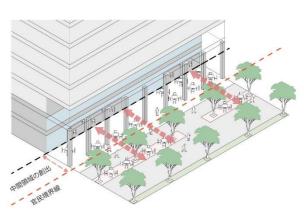
《景観計画案(税関線・三宮駅前)》

ゾーン	景観形成基準
全て	〇形態・意匠は、地域の景観との調和に配慮した質の高いものとする。
全て	〇ゾーンごとに次のとおりとする。 ゾーン①:制限なし ゾーン②:13m以上 ゾーン③:17m以上 ゾーン④⑤:20m以上 ただし、敷地が景観形成道路に接しない場合、又は敷地の規模形状によりやむを得ない場合はこの限りで ない。
全て	〇土地の形質の変更を行うときは、地域の景観との調和に配慮する。
45	〇建築物等の高さや軒線は、まちなみの連続性に配慮する。
全て	〇建築物の低層部については、景観形成道路Aの境界線から外壁等の面までの距離は1m以上とする。 ただし、高さ2.5m以上の部分及び敷地の規模形状によりやむを得ない場合はこの限りではない。
45	〇景観形成道路に面する建築物の中層部は、外壁等の面を概ね当該道路との境界線に近接させる。 (但し書き省略)
45	〇景観形成道路に面する建築物の高層部は、広がりのある都市空間を形成するよう、外壁等の面を中層部よ り後退させる。(但し書き省略)
45	〇上質で洗練されたデザインとする。
45	〇建築物の低層部は、開放感や透明感のあるデザインとする。
45	O建築物の中層部は、閉塞的で単調な壁面をつくらないようにする。
45	O建築物の高層部は、軽やかで控えめなデザインとする。
4	〇神戸の玄関口にふさわしい落ち着いた色彩とする。 〇石、木、土などの自然素材や、着色を施していないガラス、レンガ、金属などの素材を基調とするなど、 素材色を生かしたものとするよう努める。
	〇建築物の低層部は $1\cdot 2$ 階部分、中層部は高さが低層部を超え、最高 45 mまで(ゾーン $④$ においては 60 mまで)の部分、高層部は高さが中層部を超える部分とする。

«事例写真・イメージ図»



【壁面・軒線の連続、 高層部の後退例】



【低層部のデザインイメージ】

例)大きな開口部



例)ピロティ



【低層部のデザイン例】

(2)低層部や外構の設え

- ・「えき」から「まち」、「まち」から「まち」へにぎわいが拡がるよう、建築物の低層部は、開放性の確保や用途誘導等により、公共空間と協調して、歩く楽しさが連続するまちなみを形成する。
- ・人が主役になるまちの風景を創出するよう、建築物の低層部やオープンスペース、公共空間が一体となり、様々なアクティビティが生まれる、居心地のよい空間とする。

<u>«ガイドライン案»</u>

	項目	ゾーン	規定強度	誘導事項等	
2-1		(4	4	誘導	〇景観形成道路Bに面した建築物内部に設置し、主に沿道の通行者に向けて掲出するショーウインドーや掲出物は、神戸の玄関口にふさわしい質の高いデザインとする。 特にガラス面に内側から掲出する場合は、建築物内部への透過性をできるだけ確保するよう、大きさや数を抑える。
2-2		全て	誘導	O共同住宅の出入口は、植栽やファニチャーの設置、壁面のデザインの工夫等により公共空間との一体感の形成に配慮する。	
2-3	まちなみの 連続性	全て	誘導	〇道路から視認できる部分の舗装は、道路や隣接地と調和する素材、色彩、パターンとするなど一体的なデザインとし、連続した歩行者空間を創出する。	
2-4	・ にぎわいの 形成	全て	推奨	〇景観形成道路に面する建築物の低層部は、不特定多数の来訪者を対象とし、まちのにぎわいや様々なアクティビティの創出に つながる用途、空間とすることを検討する。	
2-5	7127-20	全て	誘導	Oエントランスやロビー等の共用空間においても、まちなみのにぎわいや上品な夜間景観の形成に配慮する。	
2-6		45	誘導	O建築物の低層部やオープンスペースが魅力的に活用されるよう、植栽やファニチャー等を設置する。	
2-7		45	推奨	○敷地や建築物内部において、敷地内を通り抜ける通路など、まちの回遊性を高め、公共空間と連続した歩行者空間の確保を検 討する。	
2-8		全て	誘導	〇駐車場・駐輪場やゴミ置場などの付属施設、室外機や自動販売機等は、景観形成道路から目立たない位置に設置するなど、歩 行者から容易に見えず、まちなみに調和したデザインとする。	
2-9	壁面後退部分	全て	誘導	○道路から視認できる部分の舗装は、道路や隣接地と調和する素材、色彩、パターンとするなど一体的なデザインとし、連続し た歩行者空間を創出する。[再掲]	
	敷地・緑化]		〇公共空間と一体的なオープンスペースを確保し、相互に呼応するにぎわいや憩いの場の創出に努める。 [再掲]	

«景観計画案(税関線・三宮駅前)»

ゾーン	景観形成基準
全て	○景観形成道路に面して、閉鎖的なシャッターを設置しない、ショーウィンドーを設けるなど、まちのにぎ わいに配慮する。
全て	○共同住宅の出入口は、景観形成道路Aに面して設置しない。 ただし、出入口が地域の都市景観の形成に配慮されている場合はこの限りでない。
全て	〇駐車場の出入口は、景観形成道路に面して設置しない。 ただし、敷地が景観形成道路以外の道路に接しない場合又は交通安全上もしくは用途上やむを得ない場合 はこの限りでない。
45	○建築物の低層部は、店舗など、まちなみのにぎわいと連続性に配慮したものとする。
45	○敷地や建築物内部で、公共空間と一体的に利用できる空間の創出に努める。
45	○駐車場等は、目隠しや緑化による修景に努める。特に、建築物に付属するものは、建築物との一体的なデザインや配置に配慮する。
全て	○道路境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地には、工作物は設置しない。 ただし、空地の機能を阻害しないと認める場合はこの限りでない。
45	○道路から視認できる部分の舗装や植栽は、道路や隣接地との連続性及び歩行者の通行に配慮する。

«事例写真・イメージ図»







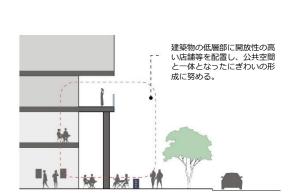
【共同住宅の設え例】



【連続した歩行空間例】



【低層部の空間例】



(3)主要な街角のデザイン

・主要な交差点では、神戸の新しい玄関口となり、海や山、東西方向のまちのつながりを感じることのできる街角景観を形成する。

«ガイドライン案»

	項目	ゾーン	規定強度	誘導事項等
3-1		45	誘導	○景観形成街角を形成する部分は、交差する通りの向こう側を予感させるよう、視認性の確保やコーナー部分に配慮したデザイ ンとする。
3-2	壁面の デザイン	4	誘導	○景観形成街角Cでは、向かいあう建築物どうしの見通しや街角のつながりを意識し、街角全体でにぎわいが呼応する空間を形成する。 ○街角では、周辺への回遊を促すエントランスや公共性の高い通路の配置・デザインを工夫するよう努める。

《景観計画案(税関線・三宮駅前)》

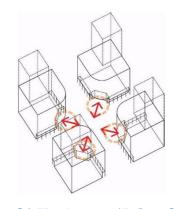
ゾーン	景観形成基準
45	〇景観形成街角との一体感や空間の広がりを感じられるデザインとする。
4	○景観形成街角Cに向けて正面性があり、開かれたデザインとする。

«事例写真・イメージ図»









【街角空間例】

【玄関口としての顔づくり】

【コーナーデザイン例】

(4)緑化、建築設備や工作物等への配慮

・フラワーロードにふさわしい、花と緑によりまちに彩りを与えるとともに、工作物等にも配慮するなど、上質なまちなみを形成する。

«ガイドライン案»

	項目	ゾーン	規定強度	誘導事項等
4-1		全て	推奨	〇壁面緑化や屋上緑化など、緑のうるおいが感じられる工夫を積極的に行う。
4-2	敷地・緑化	45	誘導	〇景観形成道路に面する部分は、上質な緑化を行う。
4-3	32. 6 13.16	全て	誘導	O建築物の低層部や外構には、道路の植栽と調和のとれた植栽の設置、四季折々の花による演出等により、フラワーロードの愛 称にふさわしい緑化を行い、まちに彩りを与える工夫を行う。
4-4	建築設備等	全て	誘導	〇駐車場・駐輪場やゴミ置場などの付属施設、室外機や自動販売機等は、景観形成道路から目立たない位置に設置するなど、歩 行者から容易に見えず、まちなみに調和したデザインとする。 [再掲]
4-5	日よけ・ 雨よけテント	全て	誘導	〇日よけテント等を設ける場合は、広告・サイン等を抑え、建築物や周辺環境と調和するような大きさ・形状・色彩とする。
	アーケード			_

«景観計画案(税関線・三宮駅前)»

ゾーン	景観形成基準
45	〇道路から視認できる部分の舗装や植栽は、道路や隣敷地との連続性及び歩行者の通行に配慮する。 [再掲]
全て	○道路、公園、広場等の公共空間から容易に見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、地域の景観との調和に配慮したものとする。
全て	〇必要最小限のものとし、次に掲げる基準に適合するものとする。 (1) 道路面からの高さは2.5m以上とする。 (2) 道路上への突出は道路境界線から 1 m以内とする。 (3) 道路上に支柱を設けない。
全て	〇景観形成道路Aには原則として設置しない。

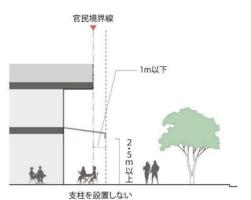
«事例写真・イメージ図»







【建築設備の見え方 の配慮例】





(5)屋外広告物

・地区や通りの特性に合わせ、落ち着きのある景観、にぎわいのある景観の形成、まちの情報発信等に寄与する。

<u>«ガイドライン案»</u>

		項目	規定強度	誘導事項等
5-1		基本事項	誘導	○地区の特性に合った質の高いデザインとする。特に六甲山系の眺望や通りの見通しに配慮した設置位置・形態や色彩とする。 ○掲出数や情報量を抑えるとともに、商品名のみを強調したり価格、サービス内容等の直接的な表現を避ける。 ○文字を少なくし、縦書き横書きを混在しない。また、地区の特性を損なわない書体を用いる。
5-2	全ての 広告物	色彩	=公1目	○色数を少なくし原色の組み合わせは避ける。また、色の彩度を低くし建築物や周辺との調和を図る。 ○ベースカラーはまちなみと調和する落ち着いた色彩とし、アクセントカラーを使用する場合は面積・色数・彩度等を抑える。
		配置・位置	誘導	_
5-3		規模・掲出数	誘導	O複数の広告物を掲出する場合、大きさや形状等のデザインを揃えるとともに、表示内容やベースカラーの共通化を図る。
5-4		基本事項	=公1目	〇建築物や周辺との調和を図り、過度に大きくしない。 〇建築物や周辺と調和した色彩とする。
	地上	地上からの高さ		_
	広告物	横の長さ		
5-5		配置・位置	誘導	〇歩行者の通行の妨げにならないものとする。
5-6		規模・掲出数	誘導	〇複数の内容をひとつの広告物に掲出する場合、その数を過度に多くせず、それぞれの表示内容の大きさや形状等のデザイン を揃える。
		基本事項		
5-7	屋上 7 広告物	高さ	誘導	○建築物との一体化を図り、過度に大きくしない。 ○建築物の壁面と調和した色彩とする。 ○道路面に対して垂直もしくは水平方向に傾斜を設けない。
		掲出数		〇道路側に対して垂直もしくは水平方向に傾斜を設けない。
5-8		基本事項	=251目	O建築物との一体化を図るよう、壁面の素材感を失わない切り文字等とし、過度に大きくしない。 O建築物の壁面と調和した色彩とする。
	壁面 広告物	配置・位置		_
5-9		規模・掲出数		〇複数の壁面広告物を掲出する場合、できるだけ集約させる。 〇懸垂幕はできるだけ集約し、大きさや形状、ベースカラーなど、デザインをそろえる。
5-10		基本事項	誘導	〇建築物の外観や店舗デザインとの一体化を図り、過度に大きくしない。 〇建築物と調和した色彩とする。
5-11	突出	配置・位置	誘導	〇景観形成道路に面して掲出する場合は、広告物の幅は1m以下とするよう努める。
5-12	広告物	規模・掲出数	誘導	〇低層部に連続して設けるなど、複数の突出広告物を掲出する場合は、大きさや形状等のデザインを揃える。
5-13		バナーフラッグ	誘導	O適度な数、間隔となるよう連続的に設置し、通行者の目を楽しませ、まちを彩るよう、大きさや形状、色彩等に配慮したものとする。
5-14	幕			〇建築物との一体化を図り、過度に大きくしない。 〇建築物の壁面と調和した色彩とする。 〇複数の幕広告物を掲出する場合、できるだけ集約させる。

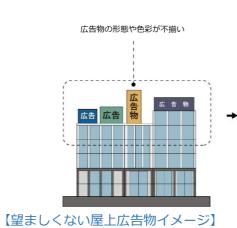
«事例写真・イメージ図»



【広告物の集約例】



【望ましい地上広告物例】



1建築物に1個

【望ましい屋上広告物イメージ】

周辺のまちなみ との調和を図る

> 建築物との 一体化を図る

《景観計画案(税関線・三宮駅前)》

景観形成基準

○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。

〇表示内容は簡素化する。

○景観形成道路A上への突き出しは、1道路、1建築物につき1個以下とする。

○窓、その他の開口部には、原則として掲出しない。

○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。

O10m以下とする。

ただし、空地や平面駐車場等の低未利用敷地に掲出するものについては、5m以下とする。

〇空地や平面駐車場等の低未利用敷地に掲出するものについては、接道延長の2分の1以下とする。

○壁面の位置の制限による道路境界線からの後退部分には掲出しない。

○形態・意匠等に配慮しながら、建築物との一体化を図る。

○建築物の高さの3分の1以下かつゾーンごとに次のとおりとする。 ゾーン①:4m以下、ゾーン②③:6m以下、ゾーン④⑤:8m以下

○1建築物につき1個以下とする。

ただし、本基準の適用の際、すでに適法に表示又は設置しているものは除く。

○景観形成道路沿いの建築物等に掲出する場合は、道路に面しない壁面には掲出しない。 ただし、建物名、事業所名等で壁面との調和に配慮されたものはこの限りではない。

〇上端は、建築物の軒の高さ以下とする。

○景観形成道路に面して掲出する場合は、1道路、1建築物につき1個以下とする。 ただし、建築物の3階の床面高さ以下の部分に掲出する場合で、広告物の縦の長さが1m未満のものは除く。

○道路に面しない壁面には掲出しない。



【望ましい壁面広告物例】



【望ましいバナー例】

(6) 夜間景観・映像装置

・神戸の玄関口、海と山をつなぐシンボルロードにふさわしい、にぎわいのある上品な夜間景観を形成する。また、映像装置の設置位置や表示内容等の誘導により、良質な景観形成を図る。

«ガイドライン案»

			項目		規定強度	誘導事項等		
6-1				基本事項	誘導	〇建築物の低層部や外構の照明は、公共空間の光と調和のとれたものとする。また、店舗等の漏れ灯りや効果的な演 出など、通りを歩く人が夜も楽しく、心地良く歩けるようにする。		
6-2				色温度	誘導	〇色温度は落ち着いた温かみのある電球色を基調とし、3,000 K 以下とする。		
6-3			照明	輝度・ グレア	誘導	○光源をできるだけ見せず、アッパー/ダウンライト等の間接照明を用いるなど、特に歩行者からの目線に配慮して、 まぶしさを抑えた光で明るさ感を確保する。		
	建築物	建 築 物		変化		〇高彩度色を避けるなど、上品な印象となるよう努める。 〇ゾーン④⑤ 演出を行う場合は、建築物の頂部や低層部、コーナー部は、壁面のライトアップなどにより上品で効		
6-4	夜間景観	123	כמו	1/2		演出	寅出 (果的に演出する。 〇柱意匠やカーテンウォール等の建築物のファサードを生かした照明の演出を行う。 〇植栽や樹木は、低ポール照明やアッパーライト等により、建築物の低層部と一体的な灯りの演出を行う。 〇三宮駅周辺や主要な交差点付近では、建築物全体で、神戸の玄関口を飾る上品で華やかな光を演出する。 〇景観形成街角は、にぎわいを呼び、滞留のきっかけとなる光の演出を心掛ける。
6-5			まちなる	みの連続性	誘導	〇まちなみの連続性の演出、まちの回遊性やにぎわいを創出するよう、ショーウィンドーやピロティ空間等の光の演出を行う。 〇閉店後も建物内部や外部照明を点灯することで、通りの良質な夜間景観に寄与することが望ましい。		
6-6		す べ て の 広	照明	輝度・ グレア	誘導	〇高輝度・高彩度色を避け、切り文字(箱文字)型のバックライト文字や文字のみを照射するなどにより、上品な印 象となるよう努める。		
		の広告物		変化				
					推奨	〇建築物の高層部の壁面及び屋上への設置は控える。		
6-7			配置・位置		誘導	○景観形成街角から見える風景に配慮した位置とする。 ○窓の内側から外側に向けて映像を発信するものは、外部に設置する広告物と同様、周辺環境に配慮したものとする。 ○建築物の壁面から突出して設置しない。 ○建築物の壁面に設置する場合は、1つの通りに対して1つまでとする。 複数設置する場合は、必要最小限とし、一体的に設置するか、できるだけ間隔をあけて設置する。		
6-8	映	輝度		軍度	誘導	〇高輝度の映像広告を避ける。 〇周囲の明るさ等の状況(昼間、夕方、夜間)に応じて輝度や点灯時間について配慮したものとする。		
6-9	映像装置		変化		誘導	〇過度に点滅するもの、派手な色彩や動きの速い動画は避ける。		
6-10			音声		誘導	○不快感を与えない音量、音色とする。 ○商品名のみを強調したり価格、サービス内容等を過度に表現した音響を避ける。		
					推奨	〇地域情報、観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力 を向上させる映像等を提供することが望ましい。		
6-11	-11				コンテ			○情報過多、文字情報が多いものは避け、デザイン性の高いものとする。 ○見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 ○商品名のみを強調したり価格、サービス内容等を過度に表現した映像広告を避ける。

《景観計画案(税関線・三宮駅前)》

景観形成基準

○夜間景観に有効な照明を敷際の明るさの連続性に配慮して配置する。

○周辺に対して過度の明暗が生じないよう工夫する。

○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。

ただし、デザイン性に優れるもの、又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。

○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。

〇照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。

○不快なまぶしさがないよう、設置位置や形態等に留意する。

○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。

ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。

○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。

○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。 ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

〇景観形成道路沿いについては、 店舗等の閉店時も、道路側をショーウィンドー的に活用するなど、漏れ灯りによる 効果や壁面の設えに配慮する。

○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。

〇照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。

〇内照式は避け、できる限り外照式とする。

ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

○光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。 ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。

〇光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。 ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

《事例写真》





【まぶしさを抑えた光】



【建築物の頂部や低層部、 コーナー部の照明演出】





【ファサードを生かした照明演出】

【ショーウィンドーの照明演出事例】